

# 公 示

制 定 令和2年1月20日 九運公第92号  
一部改正 令和5年5月30日 九運公第15号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月20日

九州運輸局長

## 記

1. 認定番号及び認定日  
九運技第548号 令和2年1月20日
2. 対象となる自動車  
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第10条	（操縦装置）	[010]
	【操縦装置の配置に限る】		
	第12条	（制動装置）	[068]
	【ABS 装備要件に限る】		
	第13条	（連結時の制動性能）	[077]
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】		
4. 条件及び制限
  - (1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車
    - ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
    - ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
    - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
    - ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182]  
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。〕
  - (2) 保安基準第12条（制動装置）及び第13条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車
    - ① 農耕作業用トレーラをけん引する際の運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [---]
    - ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
    - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
5. その他
  - (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（単体）一括緩和」 [095] の記載を行うものとする。